

市川二中同窓会細則5 会計に関する細則

第1条（目的）

本細則は市川市立第二中学校同窓会（以下本会という）の会計事務を明確かつ円滑に行うために定める。なお、本細則が会則に抵触する場合は会則を優先する。

第2条（会計委員会）

1. 本会の会計業務を執り行うために会計委員会を置く。
2. 会計委員会は会計委員長および会計委員若干名で構成する。必要により副委員長をおくことができる。
3. 委員長、副委員長、委員の選任方法及び任期については「各種委員会の設置に関する細則」の規定に従う。
4. 会計委員会の業務については本細則第3条に規定する。

第3条（会計委員会の業務）

1. 会計処理に関する事項
2. 決算書、予算書に関する事項
3. 賛助金、会費の管理及びそれに関連する事項
4. 預貯金管理及びそれに関連する事項
5. その他本会の会計に関する事項
6. 会計委員会の業務の詳細については会計委員会内規として別途定めることが出来る。

第4条（会計年度）

会計年度は会則の規定に従う。

第5条（会計監査）

会計委員長は会計年度の終了後、2ヶ月以内に会計処理の状況について会計監査委員の監査を受ける。会計委員長はこれに立ち会う。

第6条（会計処理の区分）

1. 会計処理は 一般会計、特別会計、事業会計の区分に分けて行う。
2. 一般会計は主として経常的な収入支出に関連した会計処理を扱う。
3. 特別会計は非経常的で多額な支出を伴う会計処理を扱う。
4. 事業会計は特定の事業に関連した会計処理を扱う。

第7条（一般会計）

1. 本会の会計処理の内、特別会計、事業会計で扱う会計処理以外は全て一般会計で扱う。
2. 会計年度内の資金繰りを円滑に行うために必要な繰越金を確保する。

第8条（特別会計）

1. 多額な支出を伴う事業の実施、高額な備品等の購入、その他特別な支出を行うに当たっては特別会計からその資金を繰り入れる。
2. 特別会計として資金を確保する。一般会計から特別会計へ資金を繰り入れることが出来る。
3. 特別会計から一般会計、事業会計への資金の繰り入れおよび一般会計から特別会計への資金の繰り入れは評議委員会の承認による。

第9条（事業会計）

1. 多額な支出を伴う事業を実施するときは、事業にかかわる収入支出を明確にするため、原則として一般会計から切離し、事業毎に「〇〇事業会計」と事業名を付して会計処理を行う。
2. 事業実施に当たってその会計処理を事業会計として扱うか一般会計として扱うかは評議委員会の決議による。
3. 事業責任者は当該事業の事業会計の責を負う。事業責任者は当該事業会計を適切に行うため会計担当者を選任する。
4. 事業責任者は事業会計の状況を適宜、会計委員長並びに理事会、評議委員会に報告する。
5. 事業を終了するに当たり、当該事業の事業会計の決算内容を評議委員会に報告し、承認を受ける。事業終了後、剰余金・欠損金は特別会計に繰り入れる。

第10条（総会での報告と承認）

前年度決算報告および当年度予算案は、一般会計、事業会計および特別会計に区分して、総会の承認を受ける。

第11条（本細則の改廃）

本細則の改廃は評議委員会の決議による。

第12条（本細則の履歴）

2010(H22)年3月28日制定 2010(H22)年4月1日施行 2022(R4)年3月19日改正（西暦年号の併記）